最終更新日：2020年6月25日
日本冶金工業株式会社
代表取締役社長 久保田　尚志
問合せ先：総務部 電話：03-3272-1511
証券コード：5480

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、経営理念の一つとして掲げている「社会の進歩と充実をもたらす優れた商品を提供すること」を通じて、株主や取引先をはじめとする、すべてのステークホルダーの期待と信頼に応え、企業価値を高めることを目的に、事業活動を行っております。
当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上には、実効性あるコーポレート・ガバナンスのあり方を追求していくことが不可欠であり、経営の健全性、信頼性向上の観点から、適時適切な経営情報の開示及びコンプライアンスの徹底等を通じた、コーポレート・ガバナンスの充実が、重要課題の一つであると認識し、取り組んでおります。

（コーポレート・ガバナンスに関する体制の概要）
当社の取締役会を構成する取締役数は経営環境の変化に迅速に対応するため、6名としております。また、意思決定に第三者の視点を加え、経営の透明性・客観性を確保するために、2013年6月から社外取締役を招聘しており、現在は2名の社外取締役を選任しております。
当社は、業務執行にかかる責任と役割を明確にしつつ、業務執行の効率化・迅速化を図るため、執行役員制度を導入しており、現在は12名の執行役員を選任しております。
さらに、当社は、取締役会の任意の諮問機関として、代表取締役社長を委員長とし、2名の社外取締役を委員とする指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会では、取締役候補及び監査役候補の指名に関する事項、取締役の解任に関する事項、執行役員の選解任に関する事項、取締役及び執行役員の報酬に関する事項等、役員の指名及び報酬に係る一定の重要な事項について、公正かつ透明性を確保しつつ審議を行い、取締役会に適切に答申を行っております。
当社は、取締役の職務執行に対して適切な監査を行うため、監査役制度を採用しており、現在は、監査役4名のうち、常勤監査役が2名、社外監査役が2名となっております。監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席や重要な決裁書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行を監査しております。社長直属の組織として内部統制室を設け、グループ全体の業務執行に関する内部監査を行っております。

（リスク管理に関する体制の概要）
当社は、当社グループの事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行うための体制整備を目的とした「リスク管理規程」を制定し、すでに運用している重要なリスクに係る個別規程、並びにそれらの規程の円滑な運用を目的として設置した常設委員会の活動とあわせ、これらを効果的に運用し、リスクの適切な管理に努めてまいります。
当社は、経営トップ自ら「コンプライアンス宣言」を行い、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るための重要方針を審議、立案及び推進することを目的とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスを第一順位に掲げた「行動指針」や、社会ルールを尊重し良識ある企業活動を行う旨を主要な内容とする「行動規範」を社内規程化しており、もって、社員に法令遵守の意識を持たせ、違法な行動を未然に防止するための活動基盤は整っております。
さらには、「ＮＡＳグループヘルプライン規程」を設けて当社グループ内における組織的、個人的な不正行為に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、これらの行為の早期発見と是正を図っております。加えて、当社グループが所有する情報及び利用する情報システムの物理的、機能的安全性を確保するとともに、情報システムが保持する個人情報を含む社内情報の保護管理を徹底する目的で「情報セキュリティ管理規程」を制定しております。また、社内の関係部署からなるワーキンググループによってさらに制度の見直しを進めております。
業務プロセスの種々管理規程と共に、全社全部門を網羅した業務執行基準を定め、権限の委譲を明確にする一方、厳格な運用を実行しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1-4　政策保有株式】
当社の製造するステンレス鋼、特殊鋼は、産業や生活を支える基幹材料の一つとして、幅広い分野で使用されております。これら材料を安定的に提供することは当社の社会的使命であり、中長期的な企業価値の向上に繋がるものと認識しております。販売、生産、資金調達、原料・資材調達等、事業の各過程においても、中長期にわたる安定的な取引関係は重要となり、当社はこのような事業戦略上、特に重要な取引関係の維持や更なる連携強化のため、必要性等を総合的に勘案し、政策的に必要な取引先の株式に限り、保有していく方針です。
当社は2019年10月開催の取締役会において、政策的な保有目的により取得した上場株式（以下、政策保有株式）について、銘柄毎に、「保有目的」、「取引関係」、「時価」、「配当」等について確認し、中長期的な経済合理性や将来の見通し等について検証いたしました。その結果、政策保有株式の発行会社とは現在取引継続中もしくは協業関係にあり、あるいは将来連携等が見込まれるため、当該株式の保有には十分な合理性があると判断しております。
また、政策保有株式の議決権につきましては、発行会社の中長期的企業価値向上に資するものか否か、当社事業への影響等について判断した上で、適切に行使しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
（ⅴ）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の指名については、株主総会参考書類に記載し説明しております。
なお、執行役員の選解任についての説明は、引き続き検討してまいります。

【補充原則4-1-3　最高経営責任者等の後継者の計画】
当社は最高経営責任者の候補者である経営幹部の選任について、「指名・報酬委員会運営規則」に基づき、社外取締役を含む任意の指名・報酬委員会において、公正かつ透明性を確保しつつ審議を行い取締役会に答申いたします。また、取締役会の審議においては、過去の業務経験や実績評価、考課結果等が参照され、経営人材の育成システムが有効に機能していることを確認しております。
最高経営責任者等の後継者の計画については、必要に応じて社外取締役を含む任意の指名・報酬委員会において検討してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社取締役会は、専門知識や経歴等の異なる多様な人材により構成されており、現在の規模は適正であると考えております。全員男性であり、今後の選任に際して、ジェンダーや国際性の面を含む多様な人材の構成に留意してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】
2020年度を起点とする3ヶ年の「中期経営計画2020」を策定し、2020年5月8日付にて開示しておりますが、達成目標等の数値計画は新型コロナウイルス感染症の拡大による影響の予測が困難なことから、記載しておりません。今後内容精査の上、適切な時期に改めて開示することを予定しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】
当社の製造するステンレス鋼、特殊鋼は、産業や生活を支える基幹材料の一つとして、幅広い分野で使用されております。これら材料を安定的に提供することは当社の社会的使命であり、中長期的な企業価値の向上に繋がるものと認識しております。販売、生産、資金調達、原料・資材調達等、事業の各過程においても、中長期にわたる安定的な取引関係は重要となり、当社はこのような事業戦略上、特に重要な取引関係の維持や更なる連携強化のため、必要性等を総合的に勘案し、政策的に必要な取引先の株式に限り、保有していく方針です。
当社は2019年10月開催の取締役会において、政策的な保有目的により取得した上場株式（以下、政策保有株式）について、銘柄毎に、「保有目的」、「取引関係」、「時価」、「配当」等について確認し、中長期的な経済合理性や将来の見通し等について検証いたしました。その結果、政策保有株式の発行会社とは現在取引継続中もしくは協業関係にあり、あるいは将来連携等が見込まれるため、当該株式の保有には十分な合理性があると判断しております。
また、政策保有株式の議決権につきましては、発行会社の中長期的企業価値向上に資するものか否か、当社事業への影響等について判断した上で、適切に行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】
当社取締役の競業取引及び取締役・会社間の取引、利益相反取引は、取締役会の承認を得ることとしております。
また、会社法及び会計基準に定められた重要な関連当事者間の取引に関し、有価証券報告書、計算書類注記表に開示することとしております。
当社では、これらの財務書類記載事項の信頼性を確保するため、当社及び重要な連結子会社の取締役・監査役を対象に、関連当事者の把握及び関連当事者取引に関する事項について、質問書による確認を行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社には、企業年金基金制度はなく、本原則は該当しません。

【原則3-1 情報開示の充実】
(ⅰ)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社の経営理念、経営戦略、経営計画については、当社ウェブサイト、有価証券報告書にて公表しております。
経営理念：https://www.nyk.co.jp/about/philosophy.html
中期経営計画2020：https://ssl4.eir-parts.net/doc/5480/tdnet/1823847/00.pdf

(ⅱ) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書の「1．1．基本的な考え方」に記載しております。

(ⅲ) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社は、取締役（社外取締役を除きます。）および執行役員の報酬等について、役位や職責に応じた固定報酬に加えて剰余金の配当実績を踏まえた賞与を支給することとしております。
また、特定譲渡制限付株式報酬制度の導入により、取締役（社外取締役を除きます。）および執行役員に対して役位や職責に応じた一定数の株式を付与し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株式保有を通じて株主との価値共有を進めることのできるものとしております。
取締役および執行役員の報酬等に関する方針・制度及び個別報酬等の内容については、取締役会が指名・報酬委員会の審議・答申の結果を踏まえて決定しております。なお、取締役および執行役員の個人別の固定報酬及び賞与の額については、取締役会が指名・報酬委員会の審議・答申の結果を踏まえてその決定方針を定めた上で、当該方針の範囲内で、代表取締役社長に決定を一任しております。特定譲渡制限付株式報酬制度に基づき取締役（社外取締役を除きます。）および執行役員に対して発行又は処分する特定譲渡制限付株式の数及びその払込みのために支給される金銭報酬債権の額は、取締役会が決定しております。

(ⅳ) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役・監査役候補の指名、および執行役員の選解任については、社外取締役を含む任意の指名・報酬委員会において、公正かつ透明性を確保しつつ審議を行い取締役会に適切に答申いたします。各役職に求められる役割を適切に果たすことができる知識、能力、経験、実績等を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

(ⅴ) 取締役会が上記(ⅳ)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の指名については、株主総会参考書類に記載し説明しております。
なお、執行役員の選解任についての説明は、引き続き検討してまいります。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の決定とその開示】
当社取締役会は、法令及び定款で定められた事項の他、当社取締役会において重要と判断される事項についても取締役会規程の定めにより決議を行うことにしております。これら以外の業務執行の決定については、社内規程により決裁権限を明確にし、取締役会から経営陣に対し適切に権限が委譲されております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法に定める社外取締役の要件、及び東京証券取引所が定める独立性基準に従って、独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体の知識等のバランス、多様性・規模の考え方、取締役選任に関する方針・手続】
当社取締役会は、専門知識や経歴等の異なる多様な人材により構成されており、現在の規模は適正であると考えております。全員男性であり、今後の選任に際して、ジェンダーや国際性の面を含む多様な人材の構成に留意してまいります。

【補充原則4-11-2　取締役・監査役の兼任状況の毎年開示】
　当社は、取締役・監査役候補の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼任等、各候補者がその役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しております。取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、株主総会招集通知の参考書類、有価証券報告書において、開示しております。

【補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果開示】
　当社取締役会は、取締役会全体の実効性について、4回目の分析・評価（対象期間：2019年4月1日～2020年3月31日）を実施いたしました。評価結果の概要につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照下さい。
（https://www.nyk.co.jp/about/governance/board）

【補充原則4-14-2　トレーニング方針の開示】
　新任取締役・監査役に対し、それぞれの役割や責務を理解し、必要な知識習得を図るための研修機会を提供する他、就任後も個々の取締役・監査役に適合した研修機会の提供・斡旋を継続して行っております。社外取締役及び社外監査役に対しては、当社グループについて理解を深めるため、各社担当部門より、業務の説明を行う他、各事業所の工場見学を実施しております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
1．株主との対話全般について、総括する役員
　当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、当社の経営方針や経営状況を分りやすく説明し、株主の皆様の理解が得られるよう努め、株主との対話全般について、総括する役員を指定しております。

2．社内部門の有機的な連携
　株主の皆様との対話を促進するため、社内の関連部門は、開示資料の作成・審査に必要な情報の共有など、積極的に連携を取りながら、公正、適正に情報開示を行っております。

3．個別面談以外の対話手段
　株主総会、決算説明会、報告書（いわゆる株主通信）等の発行等により、株主の皆様への情報開示に努めております。

4．株主の意見等のフィードバック
　株主の皆様との対話において把握された意見等につきましては、経営陣や関係各部にフィードバックし、情報を共有しております。

5．株主との対話に際してのインサイダー情報の管理
　インサイダー情報を適切に管理するため、インサイダー取引防止規程を制定し、それに沿った運用をしております。

6．株主構造の把握
　株主の皆様との建設的な対話を促進するため、株主構造の把握に努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	970,500	6.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	798,820	5.26
日本冶金協力会社持株会	421,746	2.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	332,000	2.19
株式会社みずほ銀行	311,596	2.05
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	259,548	1.71
JP MORGAN CHASE BANK 385151	228,874	1.51
日本冶金ナス持株会	201,145	1.32
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	180,032	1.19
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	177,512	1.17

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・資本構成は、2020年3月末株主名簿に基づくものです。
・当社は、2020年3月31日現在、自己株式314,998株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、割合は自己株式数を控除して計算しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
道林　孝司	他の会社の出身者								△			
佐野　鉱一	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
道林　孝司	○	道林孝司氏は、日本重化学工業株式会社の出身者(2014年６月同社代表取締役社長退任)であります。直近事業年度において同社から原料の購入実績がありますが、その額は僅少であり、当社の連結売上高の１％未満であります。	道林孝司氏は、新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）において要職を歴任した後、2006年6月より日本重化学工業株式会社の経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。その知識と経験を活かし、当社経営に対して有益な意見や指摘をいただくため、社外取締役に選任しております。同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。 同氏は当社の関連会社、大株主、主要な取引先の出身者等ではなく、一般株主と利益相反のおそれはないと判断しておりますので、独立役員に指定しております。

佐野　鉱一	○	佐野鉱一氏は、三井化学株式会社の出身者（2013年6月 同社代表取締役副社長退任）であります。直近事業年度において当社と同社との間に鋼材の販売取引がありますが、その取引額は僅少であり、当社の連結売上高の1%未満であります。	佐野鉱一氏は、三井化学株式会社の経営に長年にわたって携わり、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、同社の予算管理部長、財務部長に就く等、財務および会計業務に関する豊富な経験と知識を有しております。その知識と経験を活かし、当社経営に対して有益な意見や指摘をいただくため、2016年6月より社外監査役（2017年6月退任）、2017年6月より社外取締役に選任しております。 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。 同氏は当社の関連会社、大株主、主要な取引先の出身者等ではなく、一般株主と利益相反のおそれはないと判断しておりますので、独立役員に指定しております。 なお、同氏は、現在、TISS株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、直近事業年度において同社と当社との間に取引関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

[委員会の役割]
役員の指名･報酬等に関する事項について、公正かつ透明性を確保しつつ審議を行い、取締役会に適切に答申することを役割とする。

[委員の選定等]
（1）取締役社長および2名以上の社外取締役により構成し、取締役が委員を任命する。
（2）委員長は取締役社長とする。
（3）委員会運営における諸事務は、人事部担当役員が担当し、人事部長が補佐する。

[委員会への諮問事項]
取締役会は、次の事項を委員会に諮問するものとする。
1.株主総会に提出する取締役、監査役の選任･解任に関する議案の内容
2.代表取締役及び役付取締役の決定
3.執行役員の選任･解任
4.役付執行役員の決定
5.役員の後継者の計画
6．取締役、執行役員の報酬等に関する方針･制度
7．取締役、執行役員の個別報酬等の内容
8．株主総会に提出する取締役、監査役の報酬等に関する議案の内容
9．関係会社役員の報酬等に関するガイドライン
10.その他、役員の指名･報酬に関し、取締役会が委員会に諮問することが適当と判断した事項

[委員会の活動状況（2019年4月1日～2020年3月31日）]
委員会は合計2回開催されております。
各委員は全回出席し、適宜意見を述べております。
当年度の主な検討事項は、役員人事および役員報酬(当社役員の固定報酬･賞与、グループ会社役員報酬のガイドライン等)であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は監査計画を相互に提出し合い、監査役は4半期ごとに会計監査人から監査の方法及び監査の結果に関し報告・説明を受けるとともに、監査役が実施した業務監査の結果を踏まえ、適宜会計監査人へ報告・説明を行い、それぞれの内容に関し意見交換を実施しております。
併せて、監査役は会計監査人の監査現場に立ち会うなどして、会計監査人の業務内容を監査しております。
監査役と社長直属の組織である内部統制室は監査計画を相互に提出し合うほか2ヶ月ごとに連絡会を開催し、監査役は内部統制室が実施した業務執行に関する内部監査の結果報告を受け、また監査役はその業務監査の結果を内部統制室へ報告し、それぞれの内容について意見交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
谷 謙二	他の会社の出身者							△			△			
川端 泰司	他の会社の出身者											△		

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷 謙二		谷謙二氏は、三菱商事RtMジャパン株式会社の出身者（2016年3月同社代表取締役社長退任）であります。当社は同社等の商社等を通じて原料の購入を行っておりますが、直近事業年度における同社との購買取引額が、当社の連結売上高の2%を超えることから、同氏を当社の主要な取引先の業務執行者であったものと見なしております。 また、同氏は、三菱商事株式会社の出身者（2014年3月 同社執行役員退任）であります。直近事業年度において当社と同社を通じた資材の購入実績がありますが、その取引額は僅少であり、当社の連結売上高の1%未満であります。	谷謙二氏は、三菱商事株式会社において要職を歴任した後、2011年4月より三菱商事ユニメタルズ株式会社（現三菱商事RtMジャパン株式会社）の代表取締役社長に就き、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。その知識と経験を活かし、当社に対して、的確な助言と監査をしていただくため、社外監査役に選任しております。同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。

川端 泰司	○	川端泰司氏は、日本精線株式会社の出身者（2019年6月 同社取締役退任・同社顧問）であります。日本精線株式会社には、当社の出身者である笹山眞一氏が監査役に就任しており、笹山氏および川端氏の前任者もそれぞれ当社および日本精線株式会社の出身者であります。両社の間に社外役員の独立性に影響を及ぼす特別な事情はなく、企業経営に精通した社外役員を確保するため、出身者が社外監査役に相互就任する形となっております。直近事業年度において当社と日本精線株式会社との間に取引関係はありません。	川端泰司氏は、日本精線株式会社において要職を歴任した後、同社の経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。その知識と経験を活かし、当社に対して、的確な助言と監査をしていただくため、社外監査役候補者としております。 同氏は当社の関連会社、大株主、主要な取引先の出身者等ではなく、一般株主と利益相反のおそれはないと判断しておりますので、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役（社外取締役を除きます。）および執行役員の報酬等について、役位や職責に応じた固定報酬に加えて剰余金の配当実績を踏まえた賞与を支給することとしております。
また、特定譲渡制限付株式報酬制度の導入により、取締役（社外取締役を除きます。）および執行役員に対して役位や職責に応じた一定数の株式を付与し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株式保有を通じて株主との価値共有を進めることのできるものとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役に対する報酬の総額は、株主総会決議に基づいており、2019 年度には7名に対し年額178百万円を支給しております。
上記報酬の総額には2019年度中に社外取締役を除く取締役に対する役員賞与支給のため、当事業年度中に計上した未払金41百万円が含まれております。
また、社外取締役を除く取締役に対して付与した特定譲渡制限付株式による報酬に係る当事業年度の分の費用計上額9百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役（社外取締役を除きます。）の報酬等について、役位や職責に応じた固定報酬に加えて剰余金の配当実績を踏まえた賞与を支給することとしております。また、特定譲渡制限付株式報酬制度の導入により、取締役（社外取締役を除きます。）に対して役位や職責に応じた一

定数の株式を付与し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株式保有を通じて株主との価値共有を進めることのできるものとしております。社外取締役の報酬等については経営に対する独立性・客観性を重視する観点から固定報酬のみとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については、監査役及び内部監査部門である内部統制室を始めとした社内各部門との意見交換や各事業所の見学等を実施し、また、取締役会に際しては議案の事前説明を行う他、経営会議等の重要会議の資料配付、説明を実施しております。
社外監査役については、重要な経営の決定に関する情報に関して、取締役と同様に説明を受けております。具体的には取締役会への出席の他、経営会議には監査役4名のうち2名は常時出席し、さらに常勤監査役による監査は、原則として毎月1回開催される定時監査役会において報告されております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

役員退任者または役員就任予定者の相談役・顧問就任に関しては、取締役会において決定することになっております。現在、元代表取締役社長等である相談役・顧問等はおりません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）取締役会
・取締役は6名のうち、社外取締役が2名となっております。
・取締役会は原則として毎月1回開催され、必要時応じて臨時取締役会を開催しております。
・取締役会では、経営の基本方針、その他重要な事項に関する意思決定、業務執行状況の監督を行っており、2019年度の開催回数は16回、取締役の出席率は100%、監査役の出席率は100%であります。

（2）監査役及び監査役会
・監査役は4名のうち、常勤監査役が2名、社外監査役が2名となっております。
・常勤監査役　小林靖彦氏は当社の経理・財務及び内部監査部門における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 常勤監査役　木内康裕氏は、金融機関における長年の業務経験及び当社における経営企画・管理の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役の業務を補助すべき使用人（内部統制室兼務1名）を設置しております。
・監査役会は原則として毎月1回開催され、必要時応じて随時開催しており、2019年度の開催回数は19回、監査役の出席率は100%であります。

（3）監査役監査の状況
各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」、監査の方針、職務の分担等に従い、監査を実施しています。また、各監査役は、取締役会に出席し、意見を述べ、取締役等から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、業務の適正を確保するための体制の整備状況を監視・検証するなど、取締役の職務執行について適法性の観点から監査を行っています。さらに、各監査役は、代表取締役社長との面談を隔月で開催し、監査報告や監査所見に基づく提言を行っています。監査役会は、「監査役監査基準」、監査の方針、職務の分担等を定めるほか、各監査役から監査の実施状況及び結果について定期的に報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要な事項について説明を求めております。
常勤監査役は、取締役、内部監査部門、その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、経営会議・常務会等の重要な会議体への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社・工場・支店及び国内外子会社における業務並びに財産状況の実地調査等を行っております。また、会計監査人の監査現場に立ち会うなどして会計監査人の業務内容を監視・検証しております。

（4）内部監査の状況
当社の内部監査は、社長直属の組織である内部統制室に所属の5名が実施しております。また、財務報告に係る内部統制評価については、関連する部署より選任した担当者13名からなるチームを設け、これを実施しております。
内部統制室は、各事業年度ごとに監査計画を作成の上、グループ全体の業務執行について定期的に内部監査を実施し、その結果を取締役、監査役及び会計監査人に適宜報告しております。
監査役と内部統制室は監査計画を相互に提出し合うほか2ヶ月ごとに連絡会を開催し、それぞれの監査結果の報告及びその内容についての意見交換を実施しております。

（5）会計監査の状況
①監査法人の名称
八重洲監査法人

②継続監査期間
51年

③業務を執行した公認会計士
渡邊考志、高城慎一、辻田武司

④監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士14名、会計士試験合格者2名であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

1．基本的な考え方に記載のとおりです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第138期定時株主総会招集ご通知を2020年6月8日（月）に発送
集中日を回避した株主総会の設定	第138期定時株主総会を2020年6月25日（木）に開催
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使が可能
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームに登録
招集通知（要約）の英文での提供	株主総会招集通知の中の「狭義の招集通知」および「参考書類」を英訳し、当社ウェブサイト（https://www.nyk.co.jp/）および東京証券取引所のウェブサイトに掲載。
その他	第138期定時株主総会招集ご通知を、早期情報提供の観点から、発送前の2020年6月1日（月）に当社ウェブサイト（https://www.nyk.co.jp/）に掲載、6月1日（月）に東京証券取引所のウェブサイトに掲載。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回実施 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、2020年3月期決算説明会を中止しました。5月25日付で補足資料を当社ウェブサイト（https://www.nyk.co.jp/）に掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト（https://www.nyk.co.jp/）に、招集通知、決算短信、決算短信以外の適時開示資料、決算説明会資料、アニュアルレポート（英文）等を掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR委員会	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2004年1月に、「コンプライアンス宣言」を行うとともに、それまであった経営理念・行動指針に 加えて行動規範を作成し、それぞれを当社ホームページにて公開しております。なお、「コンプ ライアンス宣言」については、2010年12月に内容を見直しております。また、個人情報保護に ついてはその方針と管理規程を、公益通報者保護については管理規程をそれぞれ制定しておお ります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	1999年3月に川崎製造所で、2001年11月に大江山製造所でそれぞれISO14001を認証取得しております。
その他	当社は「多様と異質を尊重し、協和の心を以って総合力を発揮する」ことを行動指針に掲げております。この指針の趣旨を踏まえ、女性や海外国籍者の積極的な活用等、多様性の確保に努めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(決議事項とその内容)
(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(2) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、すべての役員及び社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、常勤取締役を長とするコンプライアンス委員会により、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。
(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、「取締役会規程」等、業務執行のための社内諸規程において、関係法令等に基づく情報管理ルールを設定し、ITセキュリティを含めた、情報の適正な保存及び管理を行う体制を確立する。
(4) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行うための体制整備を目的とした「リスク管理規程」を制定する。また、すでに運用している重要なリスクに係る個別規程、並びにそれらの規程の円滑な運用を目的として設置した常設委員会の活動とあわせ、これらを効果的に運用し、リスクの適切な管理を行う。
(5) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、社内組織の円滑な活動を確保するため「業務分掌規程」、「経営会議規程」、「業務執行規程」により、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。加えて、取締役会の活性化・機能強化を図り、当社を取り巻く経営環境の変化やグローバル競争の激化に的確に対応するため執行役員制度を導入し、業務執行にかかる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行のさらなる迅速化を図る。また、代表取締役の直属組織である内部統制室により、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。
(6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ　当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
　当社は、企業集団を構成する各子会社等(「NASグループ」)に対して管理・指導するべき経営上の基本的事項、及び承認申請等の具体的運営手続きを定め、NASグループ内の重要な情報が漏れなく当社に伝達される体制を構築する。
ロ　当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　NASグループ各社は、当社と共通の「リスク管理規程」を適用するとともに、必要に応じて、重要なリスクに係る個別規程を制定し、これらを効果的に運用することにより、リスクの適切な管理を行う。
ハ　当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
NASグループ各社は、社内組織の円滑な活動を確保するため、各社の実態に応じて業務分掌や業務執行の基準を社内規程により定め、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。また、当社内部統制室は、NASグループ各社を対象として、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。
ニ　当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
NASグループ各社は、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、当社及びNASグループ各社のコンプライアンス担当部署と連携し、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。
(7) 財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制
当社は、財務計算に関する書類その他の情報が、当社の内外の者が当社の組織の活動を確認する上で極めて重要であり、その誤りは多くの利害関係者に対して不測の損害を与えるだけでなく、当社の組織に対する信頼を著しく失墜させることを深く認識し、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性確保に全社を挙げて取り組む。
また、代表取締役は、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制を整備し、適切に運用するとともに、開示すべき重要な不備が発見された場合には、速やかにその是正措置を講じる。
(8) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(9) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(10) 当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役から要請があれば、監査役の業務を補助すべき使用人を置くこととし、その人事並びに人事考課については、監査役の意見を聞くこととする。
なお、当該使用人が他の職務との兼務である場合には、当該使用人の独立性に配慮するとともに当該使用人の監査役に係わる職務の遂行に支障を来たさない様特段の配慮をするものとする。
(11) 当社の監査役への報告に関する体制
イ　当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
ロ　当社の子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
当社は、監査役から請求があるときは、定期的及び必要の都度、監査役に報告すべき事項を具体的に列挙した覚書等を監査役との間で取り交わすものとする。上記の取決めには、子会社からの報告事項を含むものとする。また、監査役は、必要に応じて監査役会において、会計監査人又は取締役若しくはその他の者から定期的に報告を受ける。
(12) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けない様、「公益通報者保護制度」に準じた取扱いをするものとする。
(13) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(14) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて、費用の前払又は清算手続が滞りなく処理されるよう努めるものとする。また、監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、当社の取締役及び使用人はこれに協力する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)
・上記(1)及び(2)については、
当社は、法を守り社会規範を尊重する「コンプライアンス精神」の涵養に努める旨の「コンプライアンス宣言」を行い、当社HP上にて公開しております。また、「ヘルプライン規程」において内部通報の対象に「行動規範に違反する行為」を含める旨規定し、もってかかる行為の防止に努めております。「ヘルプライン規程」については、社内報にその概要を掲載することによって、定期的に従業員等に告知しております。原則として年2回開催されるコンプライアンス委員会において、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るための重要方針を審議、立案するとともに、同委員会を中心に各部署と協同しつつ、それらを推進することとしております。
・上記(3)については、
当社は、所有する情報及び利用する情報システムの物理的、機能的安全性を確保するとともに、情報システムが保持する個人情報を含む社内情

報の保護管理を徹底する目的で、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ実施基準」、「秘密情報管理規程」、「情報システムセキュリティ管理規程」からなる情報セキュリティ関連諸規程を整備し、情報セキュリティ管理に対する当社の取り組み方針から営業秘密の保護、情報システムの持つ情報やデータの機密性、完全性、可用性の担保までルールを明確にして、インサイダー取引防止を含め、その効果的な運用の実施に努めております。

・上記(4)については、
当社は、複数の会議体において損失の危険に関して継続的に議論を実施している他、「リスク管理規程」及びその細則に基づき、リスクの定期的見直しを行い、その対応に努めております。また、環境、安全保障貿易管理、品質保証体制等に係る個別の規程を設けるとともに、これらの規程に基づき、各々の常設委員会の活動内容を、経営会議において定期的に報告しております。

・上記(5)については、
当社は、全部門を網羅した「業務執行基準」を定め、権限の委譲を明確にする一方、厳格な運用を実行しております。当社の当期末現在における執行役員は、取締役兼務者を含め、12名となっております。内部統制室では、経営会議において承認された監査計画に基づき、全部署を対象に定期的かつ継続的に業務監査を実施しております。また、監査の結果等につきましては、「監査規程」に基づき、経営会議に適宜報告しております。

・上記(6)イについては、
当社は、NASグループ各社の予算や決算案ほか経営上の重要事項について、「関係会社等経営管理規程」に基づく手続により、当社の承認を得ることとしております。

・上記(6)ロについては、
当社は、ＮＡＳグループ各社の経営状況に関して定期的に議論する会議体を運用する他、環境、安全保障貿易管理、品質保証等に係る当社の各常設委員会におきまして、NASグループ各社における諸基準等の遵守状況を、定期的に確認しております。

・上記(6)ハについては、
NASグループ各社は、全部門を網羅した「業務執行基準」を定め、承認・決定を要する事項と権限の範囲を明確にしております。当社内部統制室が実施する業務監査の対象範囲にはNASグループ各社も含まれる旨を、当社「監査規程」に定めております。また、監査の結果等につきましては、当該NASグループ各社にも報告するとともに、当該結果をふまえた対応策を立案・実施しております。

・上記(6)ニについては、
NASグループ各社は、すべての役員及び社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、「ヘルプライン規程」において内部通報の対象に「行動規範に違反する行為」を含める旨規定し、もってかかる行為の防止に努めております。NASグループ各社は、原則として年2回開催される当社コンプライアンス委員会に、各社コンプライアンス担当者をオブザーバーとして出席させております。また、NASグループ各社は、社内に設けている「ヘルプライン規程」において、当社監査役や内部統制室等を通報窓口として規定しております。

・上記(7)については、
当社は、「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、同規程に基づき、関連する部署より選任した担当者からなる内部統制評価チームを設け、当社における財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価を円滑に推進するよう努めております。内部統制評価チームは、同規程に基づき作成し代表取締役の承認を得た計画書において、開示すべき重要な不備に該当する場合の金額的重要性の判断基準を定め、かかる不備があることを把握した場合は、代表取締役に当該内容を報告することとしております。

・上記(8)については、
当社は、監査役の業務を補助すべき使用人(内部統制室兼務1名)を設置しております。

・上記(9)及び(10)については、
現状専任とはなっておりませんが、監査役補助業務が優先的に行われるよう配慮しております。

・上記(11)イ、ロについては、
監査役と会計監査人は監査計画を相互に提出し合い、監査役は四半期ごとに会計監査人から監査の方法及び監査の結果に関し報告・説明を受けるとともに、監査役が実施した業務監査の結果を会計監査人へ報告・説明を行い、それぞれの内容に関し意見交換を実施しております。取締役の職務執行等に関しては、社外取締役を含む取締役会による監督並びに監査役(社外監査役を含み、監査役会を組織)による監査を行っております。また、子会社の取締役および監査役とも定期的な会議、面談を実施しております。

・上記(12)については、
当社は、公益通報をした者に対する不利益取り扱いを禁じた「ヘルプライン規程」において、監査役を通報窓口のひとつとして設定し、当該報告者が「公益通報者」として取り扱われる仕組みとしております。

・上記(13)及び(14)については、
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて滞りなく処理しております。また、監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、当社の取締役及び使用人はこれに協力しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力排除に向けた取り組みについて「行動規範」において以下のとおり宣言し、全社員に周知徹底するとともに、当社ホームページに掲載しております。

私たちは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力には、毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図ったりしません。

また平素より、反社会的勢力に対しては、警察、弁護士、株主名簿管理人等の外部機関とも連携し組織的に対応しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	あり

該当項目に関する補足説明

当社は上場会社であるため、当社株式は、株主･投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがいまして、当社は、当社株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由なご意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件･方法等について検討し、また、当社の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間を確保しないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められない等当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがいまして、上記のような大規模な買付行為等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

上記基本方針に則り、当社は、2020年5月8日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の導入を決定の上、同日付で公表し、また、2020年6月25日開催の当社第138期定時株主総会において、本対応方針の導入に関する議案につき、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決され、本対応方針が導入されております。

なお、本対応方針の有効期間は、2023年6月に開催予定の当社第141期定時株主総会の終結時までとし、2020年6月25日開催の当社第138期定時株主総会の終結後、毎年の定時株主総会の終結後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとしております。本対応方針の内容につきましては、当社ホームページ（https://ssl4.eir-parts.net/doc/5480/tdnet/1823861/00.pdf）をご参照ください。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1．適時開示に関する基本方針

当社は、社員一人一人が遵守すべき事項を「行動規範」（以下「同規範」という）として制定しており、株主との関係につきましては同規範中に、「株主･投資家に対し、当社の財務内容や事業活動状況等の企業情報を、関係法令に従い適宜適切に開示すること」及び「業務遂行上、当社や関係会社または取引先の内部情報を知った場合は、その情報が正式に公表されるまでは適切に取扱い、インサイダー取引となる行為は一切行わないこと」を明記しており、企業情報の適時･適切な開示が極めて重要な責務であると認識しております。

また、社内規程の「ＮＡＳグループインサイダー取引防止規程」に基づき、企業集団でのインサイダー取引の未然防止に努めております。

2．適時開示における社内体制について

当社は、企業情報の適時･適切な開示のため、金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程等に基づき、下記のとおり会社情報の開示を行っております。

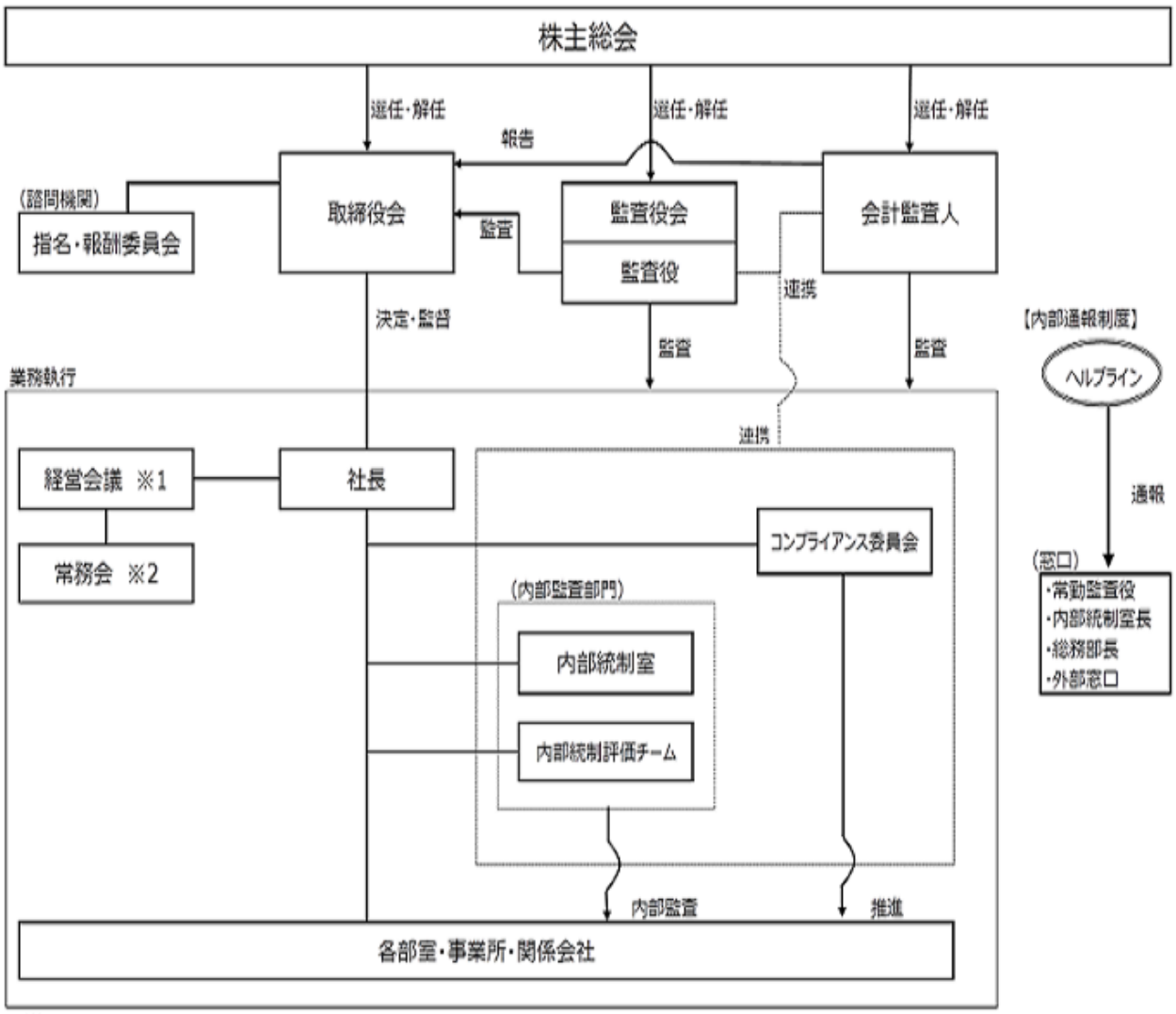
（1）「決定事実に関する情報」「発生事実に関する情報」「子会社に関する情報」の開示

当社業務執行基準（総務に関する事項－広報に関する事項－重要な一般対外発表）に基づき開示しております。

（2）「決算に関する情報」の開示

当社業務執行基準（経理に関する事項－決算に関する重要な対外発表）に基づき開示しております。

【模式図１　コーポレート・ガバナンス体制】



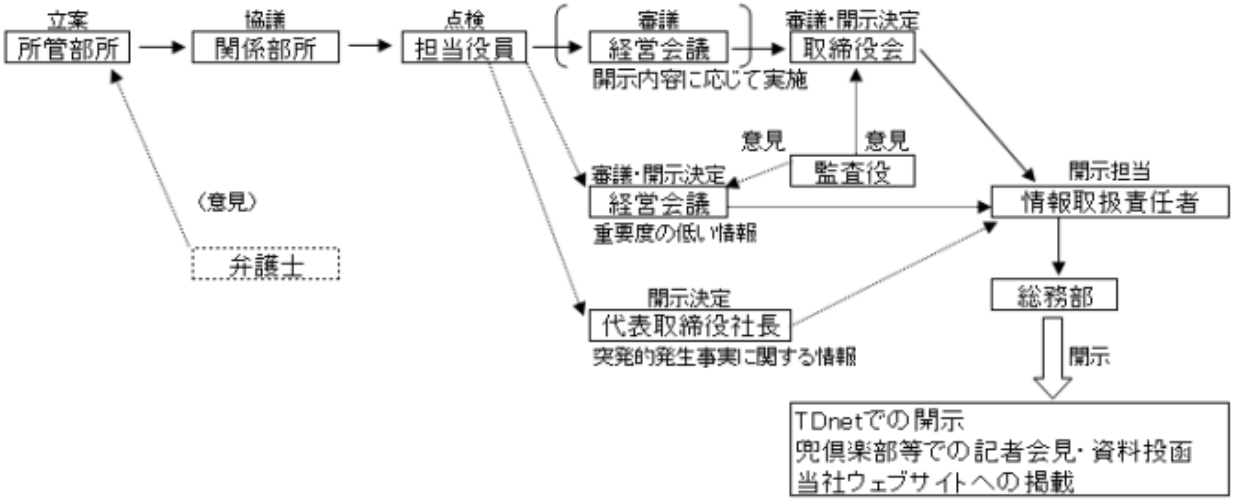
※

1．経営会議（原則として毎週１回）には取締役および常勤監査役が出席する。

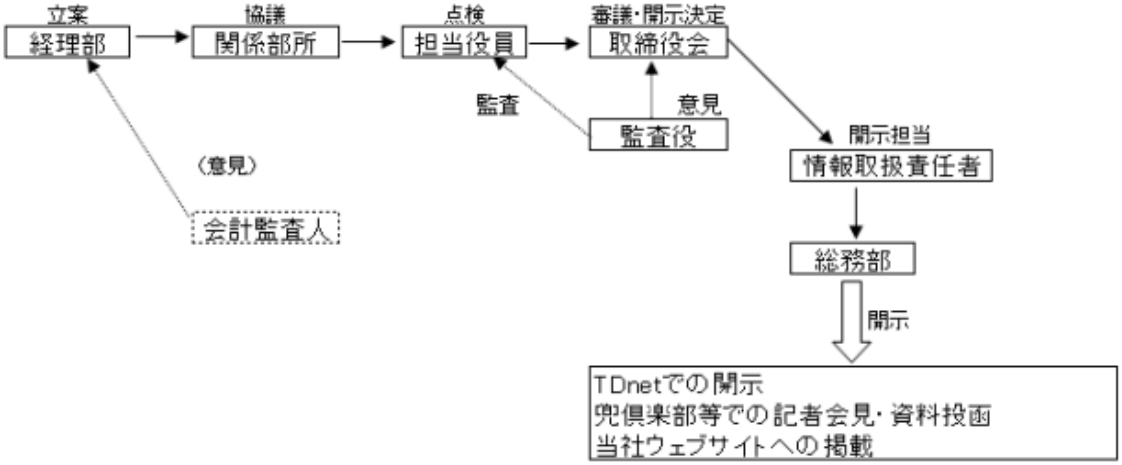
2．常務会には取締役が出席し、監査役は資料を閲覧する他、必要に応じて出席あるいは関係部門から説明を受ける。

【模式図2　適時開示体制】

1.「決定事実に関する情報」「発生事実に関する情報」「子会社に関する情報」の開示



2.「決算に関する情報」の開示



※弁護士、会計監査人等の第三者からは、必要に応じて当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の運営の適正さにつき、適宜意見を受けております。